

2012年2月8日 全5頁

金融庁、バーゼルⅢを踏まえた告示改正案を公表

資本市場調査部 制度調査課
金本 悠希

国内基準は現行の取扱いを維持する方向で検討中

[要約]

- 2月7日、金融庁はバーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正案を公表した。3月7日までパブリック・コメントに付される。
- 今回の告示改正案は、海外営業拠点を有する銀行に適用される国際統一基準（自己資本比率 \geq 8%）を対象とするもので、海外営業拠点のない銀行に適用される国内基準（自己資本比率 \geq 4%）の取扱いは「現在検討中」とされている。
- また、バーゼルⅢのうち、2013年から段階的に導入される規制を対象としており、資本水準の引き上げ・資本の質の向上・リスク捕捉の強化を対象としている（経過措置あり）。バーゼルⅢのうち、流動性規制、レバレッジ比率、資本バッファは2013年より後に導入予定であり、今回の告示改正案では対象とされていない。

※ 本レポートは速報版であり、詳細については追ってレポートを作成する予定です。

1. 告示改正案の公表

○2012年2月7日、金融庁は、「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」を公表した¹。これは、2010年12月にバーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制の枠組み）のテキストを踏まえて、それを国内法化すべく、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下、単に告示という）等²の一部改正案を公表するものである。告示改正案はパブリック・コメントに付され、2012年3月7日までコメントが受け付けられる。

¹ 金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120207-1.html>) 参照。

² 他に、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案、「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の一部改正案、「株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の一部改正案、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正案も公表されている。

○今回の告示改正案は、バーゼルⅢのテキストで見直された事項全てを対象にしたものではなく、以下のように説明されている。

「今般の改正は、国際統一基準を対象とするものであり、国内基準の取扱いは、現在検討中です。また、今般の改正は、バーゼルⅢテキストのうち、平成25年から段階的に導入される規制を対象としております。」（下線は引用者による）

○本稿では、今回公表された告示改正案の全体像を示し、各規定の詳細については追ってレポートを作成する予定である。

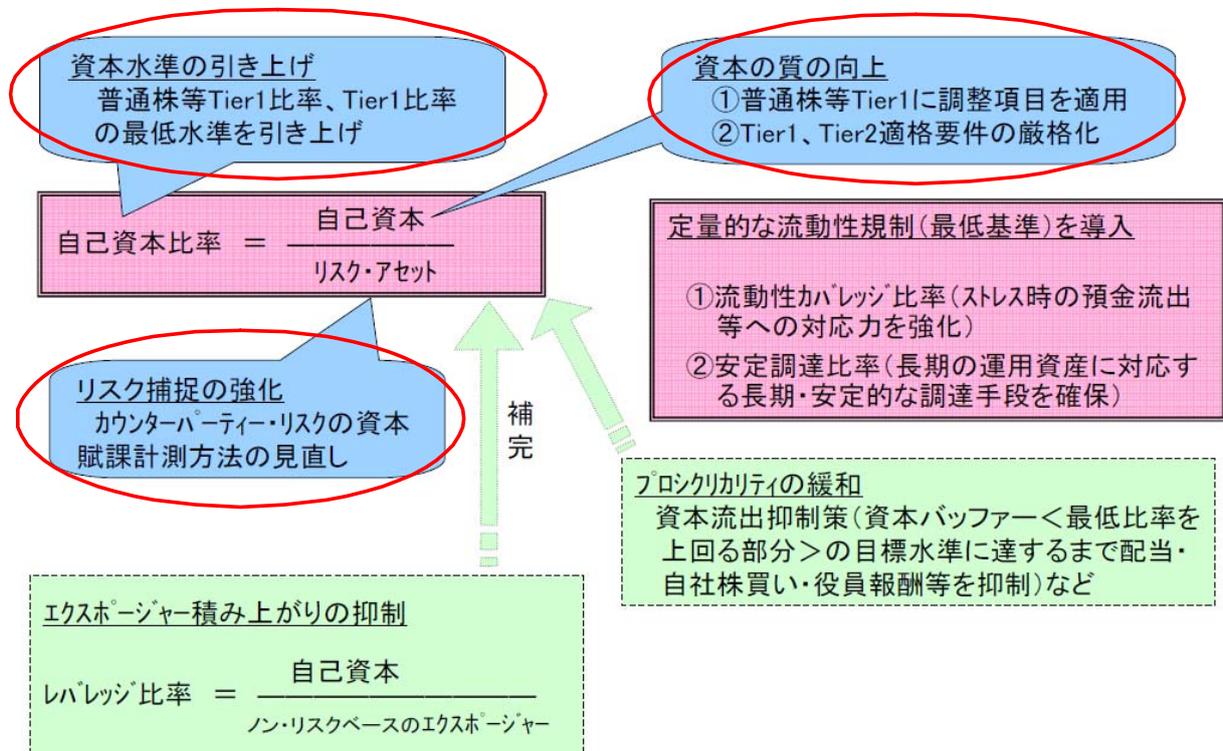
2. 告示改正案の内容

(1) 告示改正案の全体像

○バーゼルⅢで見直された事項と、そのうち今回の告示改正案で対象とされている事項は、概ね以下のように図示できる。

図表1 バーゼルⅢの全体像と告示改正案で対象とされている事項

(※) 円で囲んである箇所が、今回の告示改正案で対象とされている事項



(出所) 金融庁/ 日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」(2011/1)に一部加筆(円の部分)

○つまり、流動性規制、レバレッジ比率、プロシクリカリティの緩和（資本バッファ）については今回の告示改正案の対象とされていない。これは、これらの事項はバーゼルⅢテキストで、2013年より後に導入する予定とされているが³、告示改正案は前述のように「平成25年（2013年）から段階的に導入される規制を対象」としているためである。

○また、現行の告示では、海外営業拠点を有する銀行に適用される国際統一基準（自己資本比率 $\geq 8\%$ ）と、海外営業拠点のない銀行に適用される国内基準（自己資本比率 $\geq 4\%$ ）があるが、今回の告示改正案は、前述のように基本的に国際統一基準を対象としている（前述のように、国内基準の扱いは「現在検討中」とされている⁴）。

（2）主な見直し事項

○今回の告示改正案の主な内容は以下の事項である。

- | |
|------------|
| ①資本水準の引き上げ |
| ②資本の質の向上 |
| ③リスク捕捉の強化 |

○まず、「①資本水準の引き上げ」については、国際統一基準について、以下のように最低所要水準（連結及び単体）を引き上げている（告示改正案2条、14条）⁵。

図表2 告示改正案における最低所要水準（国際統一基準）

普通株式等Tier1比率	Tier1比率	総自己資本比率
4.5%	6%	8%

（出所）告示改正案を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○ただし、普通株式等Tier1比率とTier1比率については、これらの水準が2013年から求められるわけではなく、2015年3月30日まで以下のように経過措置が設けられており、段階的に引き上げられることとなる（2015年3月31日（2015年3月期）からは、上記の本則が適用される）（告示改正案附

³ バーゼルⅢテキストでは、流動性規制のうち、流動性カバレッジ比率規制が2015年から、安定調達比率規制が2018年から、レバレッジ比率規制が2018年から、資本バッファ（資本保全バッファ及びカウンターシクリカル資本バッファ）が2016年から導入される予定。

⁴ 注1ウェブサイト上は、「現在検討中」と記載されているが、告示改正案では、国内基準行については、「当分の間、新銀行告示の規定に関わらず、旧銀行告示の規定を適用する」（告示改正案附則9条）とされており、現行告示の扱いが維持されることとされている。

⁵ 前述のように、資本バッファに含まれる資本保全バッファ（普通株式等Tier1比率で2.5%）は、今回の告示改正案には規定されていない。なお、しばしば新聞報道等で最低所要水準が普通株式等Tier1比率で7%とされているが、これは、普通株式等Tier1比率についての最低所要水準と資本保全バッファを合計した数値である。

則 2 条)。

図表 3 告示改正案における最低所要水準（国際統一基準）の経過措置

	普通株式等 Tier1 比率	Tier1 比率
2013年3月31日から2014年3月30日まで (2013年3月期を含む)	3.5%	4.5%
2014年3月31日から2015年3月30日まで (2014年3月期を含む)	4%	5.5%

(出所) 告示改正案を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○次に、「②資本の質の向上」では、普通株式等 Tier1 比率を計算する際、普通株式等 Tier1 資本の基礎項目から控除される項目（「調整項目」）についての規定などが設けられている。具体的には、無形固定資産（のれんに係るもの）、（一時差異に係る）繰延税金資産、繰延ヘッジ損益、自己株式、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、少数出資金融機関等の普通株式、などが調整項目と規定されている（告示改正案 5 条 2 項、17 条 2 項）。

○資本の質の向上についても経過措置が規定されており、例えば、公的資本注入（「公的機関による資本の増強に関する措置」）は、2013 年 3 月末より前に発行された資本調達手段で、現行告示で基本的項目に該当するものは、2018 年 3 月末まで普通株式等 Tier1 資本に算入することができることなどが規定されている（告示改正案附則 4 条）。

○また、告示改正案では、「その他の包括利益累計額」は連結の普通株式等 Tier1 資本に算入され（告示改正案 5 条 1 項 2 号）、「評価・換算差額等」は単体の普通株式等 Tier1 資本に算入されることとなる（告示改正案 17 条 1 項 2 号）が、これについても経過措置が規定されている。経過措置により、適用開始時に全額普通株式等 Tier1 資本に算入されるわけではなく、2018 年 3 月末まで段階的に、一定限度⁶だけ普通株式等 Tier1 資本に算入されることとなる。一定限度を超えるものは、現行告示で基本的項目に該当する部分はその他 Tier1 資本に、現行告示で補完的項目に該当する部分は Tier2 資本に算入されることとなる（告示改正案附則 5 条 1 項、2 項）。

○最後に、「③リスク捕捉の強化」では、いわゆるカウンターパーティー・リスク⁷の計測方法の見直し⁸（告示改正案 48 条、152 条など）、大規模金融機関に適用する資産相関係数の修正（1.25 倍）（内部格付手法採用行）（告示改正案 153 条 3 項）、担保管理体制に係る要件の追加（期待エクスポージャー方式採用行）（告示改正案 79 条の 4 の 3 第 12 号の 2）、などが規定されている。

⁶ 2014 年 3 月末まで 0%、2015 年 3 月末まで 20%、2016 年 3 月末まで 40%、2017 年 3 月末まで 60%、2018 年 3 月末まで 80%。

⁷ 取引相手の信用力悪化やデフォルトによって損失を被るリスク。

⁸ デリバティブ取引において、取引相手の信用力が悪化した場合のデリバティブ取引の時価が下落する（信用評価調整）リスクを信用リスク・アセットに加算することなどが規定されている（告示改正案 48 条、152 条）。

3. 告示改正案の適用時期

- 告示改正案では、適用時期は2013年3月31日からとされている（告示改正案附則1条）。
- ただし、激変緩和措置として、最低所要水準（前述）、資本調達手段⁹、公的資本注入（前述）、自己資本の調整項目¹⁰、の扱いなどについて経過措置が規定されている（告示改正案附則2条～9条）。

（以上）

⁹ 現行告示で自己資本に算入できるが、告示改正案では算入が認められなかったり、扱いが変更されたりする資本調達手段について、算入可能額を段階的に減額することなどが規定されている（告示改正案附則3条）。

¹⁰ 自己資本の調整項目の額は、2018年3月末にかけて段階的に増額されることなどが規定されている（告示改正案附則7条）。

【重要な注意事項】

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引によりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【重要な注意事項】

広告等審査済

広告等における表示事項

(金融商品取引法第 37 条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料(注)をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、非居住者のお客様につきましては、有価証券をお預かりする場合には、最大で1年間に2百万円(税込)の常任代理人手数料をいただく場合があります。
- デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注) 売買手数料の額は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等 : 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 109 号
加入協会 : 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
社団法人日本証券投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会